

教育委員会働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

〔平成28年12月26日
28川教庶第1096号〕

（目的及び設置）

第1条 川崎市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の心と身体の健康保持及び仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を推進するとともに、臨時的任用職員及び会計年度任用職員等の処遇改善等を行いたく確な運用を図り、もって市民サービスを推進することを目的として、教育委員会働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）職員の働く環境の整備に関すること。
- （2）職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- （3）その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、教育次長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育政策室長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 推進本部は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営等について必要な事項は、本部長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、教育政策室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員

総務部長
教育環境整備推進室長
地域教育推進室長
職員部長
学校教育部長
健康給食推進室長
生涯学習部長
総合教育センター所長
総務部庶務課長
教育政策室担当課長
職員部教職員企画課長